

大法人の電子申告義務化について

長野県／県税事務所

平成 30 年度税制改正により、大法人が行う 2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人県民税・事業税の申告は、以下のとおり電子情報処理組織を使用する方法 (eLTAX) により提出しなければならないこととされました。

1 対象税目

法人県民税・事業税

2 対象法人

電子申告義務化は、次の (1) 又は (2) に該当する内国法人 (=大法人) が対象となります。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

3 適用開始事業年度

2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

4 対象申告書等

確定申告書、中間 (予定) 申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書並びに地方税法及び政省令の規定により申告書に添付すべきものとされている書類

5 その他

電子申告がなされない場合 (書面による申告書等の提出等) には不申告として取り扱われます。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告をすることが困難であると認められる場合は、申告書等を書面によって提出することができます。